

The Subjection of Women [1869]

By J. S. Mill[1806-73]

『女性の隷属』（大内訳の邦題は『女性の解放』）

林 誓雄

本書は、妻ハリエット・テイラーの影響を受けて 1869 年に刊行された。リベラリズムと功利主義の立場から「平等派」フェミニズムの主張を理論化したものと言われる。リベラリズムの大原則である「法の下での平等」を男女間にも適用し論証しようとしている。原書には、章ごとの見出しもなく、節の区切りもないので、1924 年に編集された原書の編者 S. Coit が付した見出しを見つつ、まずは概要をおさえておきたい。

第一章：男性による女性の支配 rule は、暴力と考え無しの感情に基づいている

第一節：普遍的な習慣は、女性の政治的社会的隷属を支持するようないかなる推定の根拠ももたらさない

第二節：女性が能力を欠いているということは取り除かれるだろうという信念は、歴史によって正当化される

⇒ 第一章では主に、女性の隷属的地位の原因とその不当さが説かれる。

第二章：結婚における法律上の不平等による不正義と悪影響

⇒ 既婚女性の状況分析と考察を行なう。

第三章：知的独創力にとって有利な政治上の職務と他の機会は男性に独占されている

⇒ 女性の能力と職業についての考察がなされる。

第四章：女性に男性と等しい機会を与えることによってもたらされそうな利益

⇒ 女性が社会習慣上も法律上も貶められている不当さを分析し告発してきたことを踏まえ、結論部では功利主義者らしく、女性解放の社会的利益、および女性各人が得るはずの個人的利益について述べられる。

以下、重要とおぼしき箇所を原文から抜粋してつなげながらまとめるという形で内容を見ていく。尚、アラビア数字は各章での段落番号を指し、ボールドは担当者による強調、[]内は担当者による捕捉である。

第一章

1

このエッセイの目的は、次のことを主張することにある。すなわち、「男性と女性の間における現在の社会関係を規制している原理---**女性が男性に法律上隷属**するということ---は、それ自体正しくないだけでなく、**人類の進歩**にたいする主要な障壁の一つとなっている。それゆえ、この原理を完全な**平等 equality の原理**と置き換え、一方にだけ権力や特権を認めたり、他方だけ能力を制限されたりすること **disability** がないようにすべきである。」

2-4

この主張を擁護するのは極めて困難。というのも、第一に、このエッセイで批判し覆そうとするものは、**感情に深く根ざしたものである**、第二に、多数の人々の間に**一般的な慣習 usage として成立**しているから。そこで、こうした慣習や感情が、人間性の悪い部分によって支えられていることを示すことで、自分の主張を擁護したい。

5

女性の法律上の隷属という制度は、他の社会制度[たとえば男性が法律上女性に隷属するという制度]との**比較**の上で、それが人類にとって最良だからという理由で採用されたわけではない。この制度は、女性に対する男性の身体的な強さを根拠に、「すべての女性が男性に束縛されていた」という事実から生まれ、それが社会によって承認されているに過ぎない。その意味で、**女性の隷属は昔の原始的奴隷制度の継続**に過ぎない。制度が存在するという事実から、ただちにそれが正当であるという結論を引き出すことはできない。

8

力の法則のみに立脚する法律上の制度として、奴隷制と絶対王政がある。だが、目下論じている女性の隷属は、それら二つ以上に永続してきた制度である。その理由は、女性の隷属制度により、全男性の自尊心と個人的利益は満足させられるから。さらに男女の関係は奴隷関係よりも一層緊密であることに加え、力の上でも劣っているがゆえに、女性が主人に対して同盟を結成して反乱を起こす心配はほとんどないから。むしろ、女性は男性の好意を求め、その怒りを買わないようにするという強烈な動機を持っている。つまり、女性の場合には、隷属する階級に属する一人一人が、賄賂と強迫とが結合した慢性病にかかっている。

9 [反論と応答 1]

上記のように述べると、奴隷制度と絶対王政は恣意的なものであるのに対し、女性の隷属は**自然的なもの**だから正当だと反論するものがあるかもしれない。だが、不自然というのは、概してそういう習慣がないということを意味し、**通常行なわれていることはみな自然的なものに見える**、ということに過ぎない。

10 [反論と応答 2]

女性は、自らすすんでこの**隷属を受け入れており、何の不平もなくむしろこの制度に同意**しているのだと反論する人がいるかもしれない。だが、第一に多くの女性はこれを承認していない。実際、女性が自らの意見を表明する唯一の手段である著作物の刊行においては、自分たちの現在の状態に対して抗議する数が次第に増加している。だが、こうした要求は、そのような望みを持つことが女性の礼儀作法に反するという教えによって、抑えつけられているのだ。

11

このように、**社会的要因**と**自然的要因**のために、女性が徒党を組んで男性の権力に反抗することを困難にしている。もう一つ言えることは、**女性は幼少の頃から理想の女性というものになるよう教育されている**のだ。つまり、わがままや自分の意志を持つことを禁じられ、ただ男性に従うよう教えられている。そして、その結果男性からの愛情を受け取るために魅惑的であるよう教えられている。

12 [これまでの歴史を見れば分かること]

歴史の経過と人間社会の進歩の方向性によって明らかなのは、「男女両性における権利の不平等が是認されない」ということ。

13

近代社会が昔の社会と異なって進歩したのは、「人が生まれながらにして一定の身分を持つのではないこと、そして自由に自分の能力を用いて、目の前にあるチャンスをとらえ、もっとも望ましいと考える運命を試してもよいということ」これらが認められた点である。つまり、**近代的な考え方**によれば、個人に直接利害関係のあることは**その人自身の判断にまかせ**、他人の権利を保護する場合をのぞいて**政府があれこれと干渉するのは結局のところ有害**なのである。**個人の自由な選択に任せておくこと**によってのみ、**最良の方法を採用することができる**のであり、個人の選択に対して一般的推定に基づいて干渉を加えるのは国家権力の乱用である。そうした干渉は個人に対しては不正であり、社会に対しては有害なのだ。[⇒harm to others の原則]

14

もしこの近代的な考え方が真であるなら、男性に生まれず女性に生まれたからといって、それでその人の一生の地位を定めてはならないし、そのことによって高い社会的地位に就くのを禁止したり、種々の高い職業に従事することを制止したりしてはならない。確かに、力の強さという点で男性にふさわしい職業があることは認められるが、国会議員たるべき法的資格の制限については、上記の議論が当てはまる。選挙の範囲を制限することは、いたずらに無能の人を得る機会を増やすだけで、社会にとって有能な人を得ることには決して繋がらない。**自由競争**が行なわれることで、有能な人が適所におさまリ、逆に不適切な人は自然と排除されていくことになる。

15

現代においては、王位以外のあらゆる職が、自由競争によって定まるような仕組みになっている。だが、その**自由競争が男性にしか許されていない点が問題**なのだ。

16

女性の社会的隷属は、現代社会の中であって、唯一の孤立した現象であり、現代社会の根本原則に対する唯一の違反である。女性の社会的隷属という古代の産物が未だ残存しているこうした事態について、まじめに反省がなされるべきである。

17

この問題は、正義と便宜 expediency の問題として、その値打ちについて公に論じられねばならない。この問題に対して、漠然とした一般的主張でもって満足してはならないし、人類のこれまでの経験が、現在の制度を是認するものであるという一般論は慎むべきである。なぜなら、これまでの経験で分かることは「人類はこの制度の下に生存することが**できた**」ということ、また「現在の段階へと**進歩しえた**」ということに過ぎず、他の制度の下であったなら、その進歩がもっと早く、しかも利益が一層大きかったかもしれないから。

18 **[男性と女性の本性 nature の違いは女性の隷属を正当化しない]**

両性の本性からいって、男性は支配するのに適し、女性は支配されるのに適しているといっても無駄である。我々は自分の性別を離れては、両性のそれぞれの性質を知ることはできない。女性の本性と言われるものは、実は極めて不自然なものであり、その本性は教育と慣習によって完全に歪められて現在に至っている。

19

本性についての話が無駄であることは、我々が**人間の性格を形成する影響力**というものについて、極めて無知で不注意であることからとも言える。女性が自分たちの身の回りのことばかり気にして政治には関心を持たないから、公益の問題は、**本性上**男性より女性に不

向きであると断じられる。だが、これは偏見から眺められた女性の本性であって、真実であるとは言い切れない。

20

環境が人間の性格に及ぼす影響力は極めて甚大であるために、男性と女性との知的差異や道徳的差異がいかに大きく見えようとも、それが生まれつきの相違であることを示す証拠はほとんど見受けられない。本性というものについて真剣に語るためには、教育や外部の環境の影響を受けたものをすべて取り除くことが必要となるが、今のところこうしたことはどだい無理なのだから、積極的に女性の本性について断定することはできない。

21

そもそも男性は、女性の精神的特徴を見出しうる関係にはない。恋愛関係や夫婦関係にあったとしても、女性はむしろ自分の本性を極めて用心深く隠すものであり、女性が男性に心をさらけ出すことはほとんどない。真の愛情があるとしても、一方に権力があり他方に隷属がある場合には、完全な信頼関係は築けない。こうした数多くの障害のために、男性はただひとりの女性さえ完全に理解できない。それゆえ、**女性が自ら**、語るべきすべてを語らないうちは、女性の本性についての完全な知識は得られない。

22

女性の本性が完全に理解できるという理想的な状態は一朝一夕に到来するものではない。だが、**社会制度**が女性に対して自由な創意の発達を許すようになりさえすれば、女性の本性について、真に理解することができるようになるだろう。

23 [自由競争を女性に対しても適用することで、社会は一層の利益を得る]

職業の割り当てに関して、女性の本性が分からないからといって、なんら不都合はない。というのも**近代の原則**に則れば、**女性に何が適していて何が適していないかは、実際に彼女らにやらせてみればわかる**からである。何をなすことがその人の幸福であるかということについて、他人がそれを見出す仕方は、**その人に実際にやらせてみる**しかない。

24

だから、女性にその性質上できないことをわざわざ禁じる必要はない。男性はどうまくできないことについては、**自由競争**さえ認めれば、女性を締め出すのは簡単である。自由競争の結果、女性に最も適した方向というものが分かる。そして、その方向が女性にあてがわれることで、**両性の力を合わせた能力が全面的に使用され、非常に大きな価値のある結果を生む**のである。

第二章

1

結婚とは、社会が女性に対して定めた運命であり、すべての女性は、この目的を追求すべきとされる。人々はいまや、結婚契約がすべて理想通りになっていると考えているが、**妻はいぜんとして事実上夫の奴隷**であり、むしろ**普通の奴隷よりも酷い状態にある**と言える。奴隷にさえ認められていた財産権が与えられないのはもちろん、子供、離婚について無権利状態である。

2 [法律と現実との違いを根拠とした反論]

妻に対する実際の待遇については、法律上で記されているそれよりも格段によい。それは、男性が自分の妻に対して持っている愛情や利害関係のためである。だが、法律に記されている権利を行使して男性が妻を虐待している事実がないからといって、この制度に罪はなく、改変する必要がないということにはならない。

3

実際に見られる事例としてよき夫というものを持ち出すことで、結婚制度を擁護するのは見当違いである。**制度や法律というものは、よき人間よりも、悪しき人間、とりわけ救いようのないほど最悪の人間に対して適用されるために存在すべきものである**。結婚にあたって、男性は、よい夫になるか悪い夫になるか、判別されることはない。問題なのは、あらゆる種類の男性に妻がいるということ、特に**最も下等というべき男性にも妻があり、その妻に対して殺しさえしなければどんなに残酷なことをしても許されることが法律上保証されている点**である。このエッセイで改善すべきと強く主張しているのは、この点なのだ。

4 [専制という制度がもたらす恐怖]

専制という制度の存在は、あらゆる**恐怖**が、しかも非常に頻繁に起こりうることを示している。内弁慶な男性が多い。彼らは、世間に対しては法律を守って平和に生活し、文明人として振る舞う一方で、自分の権力下にいる者に対しては、残酷な仕打ちをすることが多い。家庭とは、その最上の形においては同情や親切や愛に満ちた自己犠牲の養成所であるとしても、その主人にとって家庭は、わがまま、傲慢、無制限で自己本位な放縦、そして完全に理想化された利己主義の場であることの方が多い。現在の社会制度が男性に対して、少なくとも一人の人間に対して用いることを許したほぼ無限の力は、彼の性質の片隅に潜むわがままの萌芽を探し出し、それを成長させるのだ。

こうした意見に対して、「家庭内の意見が割れたとき、誰が裁断を下すのだろうか」と反論される。つまり、最高の権力者がいなければ家庭が存立しえないのではないかと。

社会に政府が必要であるように家庭にも支配者が必要であることは認めるが、結婚生活において、どちらかが絶対的な主権者である必要はない。ましてどちらがそうなるかを、**法律が定めるべき理由はない**。結婚関係は共同経営の会社にたとえられる。そして、差し迫った事柄について早急に決断せねばならない場合には、一人の人が決定権を持つべきである。しかし、だからといって同一の人がそれを必ずやらねばならないわけではない。二人の間で権力を二分し、自分の専門部門については、絶対権を行使するというのが、自然なやり方だ。**権力の分配は個人の能力と適正とによるべきものだから**、それを法律で定めるべきではない。

12 [法律上の男女から生じる利益]

法律上男女が平等であることは、夫婦双方にとって唯一の正しい関係であり、かつ双方の幸福に資する唯一の形式であるだけでなく、家庭を、**道徳的教養を育む場**とするための唯一の方法である。純粋な道徳的情操を育む唯一の場が、対等な人間の社会であることに誤りはない。我々が過去に持っていたのは騎士道と寛大の徳であった。だが、今こそ**正義の徳**を持つべきときである。我々は正義が再び第一の徳となるべき社会秩序のもとに入りつつあるが、現在のところ、家庭がそうした徳を修練によって養い育てる場であるとは言いがたい。つまり、家庭は未だに専制主義の学校であり、そこでは専制主義の美德が、悪徳とともに大いに培われている。しかし家庭は、正しく作られるなら、**自由という徳**の真の学校となるだろうし、またあらゆる徳の学校ともなりうる。とりわけ子供たちにとっては、服従という手段で一時的に訓練されることにより、その感情と行為とを習慣的なものとし、ついにはそれを第二の本性として身につけさせるだろう。

14 [宗教における議論からの反論]

聖パウロが「妻よ、汝の夫に従うべし」と命じたことを根拠に、本書での議論に反論する者がいるかもしれない。だが、彼が女性の法律上での隷属を認めたわけではない。キリスト教は、イスラム教やバラモン教と異なり、「政府や社会の現在の形態を固定し、その変化を防ぐ」ということをしない。キリスト教がそれをしなかったからこそ、キリスト教は**進歩的な人種の宗教**でありえたのだ。

15-16 [結論]

女性、特に妻の独立した財産権は認められるべきである。女性が自分の財産を持たないとき、働いて収入を得るための力を持つことは、彼女の尊厳のために不可欠である。ところで、財産がない場合には、**夫が稼ぎ、妻が家計を管理**するという世間一般のやり方は、**夫婦間のきわめて合理的な分業**である。妻は子供を産むという肉体的な苦痛の他に、子供の幼年時代における養育と教育との全責任を負い、加えて夫の稼ぎを家族全員のために注意深く経済的に支出する仕事まで引き受けるので、妻の仕事は夫以上のものとなる。だから、妻が自分の仕事以上にべつの部分を引き受けるならば、家政は次第に悪化するだろう。したがって、**妻が家政以外に、労働によって家庭の収入を増やすよう努めるのは望ましい習慣であるとは考えられない**。女性が結婚を選ぶ場合、男性が何らかの職業を選ぶのと同じで、一生この目的に必要な限り家政と育児とを自分の第一の任務として選んだものと解釈するのが自然である。その場合、彼女は他のすべての目標と職業とを捨てたわけではなく、結婚における任務と両立しないもののみを放棄したと理解するのが当然である。そして、女性が家政以外に仕事を持つことは、禁止されるべきである。もちろん、結婚以外の仕事に例外的に適している**才能ある女性**が、結婚したためにその職に就くのを妨げることがあってはならない。それが**法律として禁じられることがあってはならない**のはもちろんだ。しかし、世論がこの問題について正しい方向に向けられるのなら、世論によって規制されるというのは構わないのだ。

第三章

1

従来男性の独占となっていたあらゆる職業は女性にも開放されるべきだ。女性が家庭の外では無能力とされているのは、男性が家庭生活における女性の隷属関係を維持しようとするためである。こんにち、人類の半数を占める女性を、報酬が多い職業はもちろん、もともと劣等な男性にも法律上許されている職業から、女性であるという理由だけで締め出していることは、**正義に反する**ことである。女性が男性と競争してこれらの職務に就くことが許されていないのは、**社会に対する損害**である。なぜなら、女性に対して職業を解放しないことは、女性に対する圧政であるのはもちろん、激しい競争によって、**競争者の努力を刺激する**という効果を失わせるので、社会全体にとっての不利益となるからである。

2 [参政権について]

ここで、公的な性格をもつ職務、すなわち選挙権について考えよう。統治を行なう資格のない者であっても、自分を統治する者を選ぶ権利はあるはずである。そして**自分を統治する者を選ぶことに対して発言権を持つことは**、各人に当然与えられるべき**自己防衛の手段**である。そして女性も、そうした選択権を持つのに適しており、男性だけにこの権利が限定されているのは不正である。

4 [男女間に見られるとされる精神的能力の違い]

男女間に存在すると考えられている精神的な能力の違いは、すべて**教育と環境に基づく自然な結果**に過ぎない。とはいえ、女性を現在あるがままに考察してみよう。これまでに、女性が成し遂げられなかったことがあったとしても、それは女性の無能力さを示す証拠にはならない。なぜなら。彼女らは男性にだけ開かれている職業に適するようには教育されておらず、逆にそこから遠ざかるよう仕込まれているからだ。だが、そうした事実があるにもかかわらず、女性が成し遂げたことは彼女らにとって決定的に有利な証拠である。つまり、女性がエリザベス女王のような王であったり、ジャンヌ・ダルクのような勇士であったというのは事実である。だが、こうした英雄のような生涯は、**法律において**大多数に女性に対して**禁じられている**。

5-7

女性が政治的職務に、特別な適性を示していることは、歴史的な事実から明らかである。政治という重要な職務に適している人々が、その職務の資格をもたないというのは、道理からまったく外れてしまっている。

8-9 [女性と男性の能力の違い 女性の長所その1]

女性が政治的職業に適していることを、彼女らの才能に注目して論じてみよう。経験によれば、**女性は実践的な practical 方面に向いている**と言えるだろう。これは、彼女たちの**直観的な知覚能力 intuitive perception**のためであり、女性は目下の事実を敏速かつ正確に洞察できるのだ。それゆえ、もし女性が読書や教育によって男性と同じように知識を身につけるのなら、女性は一般の男性よりも一層うまく、眼前のものごとに対処できるようになるだろう。そして、むやみに抽象を行わず、現実をしっかりと見つめる女性の心は、**思弁的な男性の思想に現実性を与えるのに役立つ**と言えるのである。

10 [女性の長所その2]

女性には、**理解がすばやい**というもう一つの長所がある。これは、実践に携わる者にとっては有利な点である。早急に決断が必要で、不意に行動に移らねばならない場合、女性はその長所のために、男性よりすぐれていることは明白である。

11 [女性の短所？その1]

以上の長所に対して、女性は**神経質すぎ**て、自分の能力を発揮することができないので、家庭生活以外のことを実践するのには不向きであると言われるかもしれない。だが、神経の力の使い方ははっきりと定まれば、そうした心配はなくなるだろう。男性にも神経質な人はいるわけで、だからといって男性が通常やっている職務や仕事には不向きであるとされているだろうか？もしそうでないならば、同じ性質の女性に限ってその仕事がふさわしくないとされるのはおかしい。逆に、極度に神経過敏な人が輝かしい成功をおさめた例は少なくない。神経質な人が成功する理由は、たゆまざる努力を通じて「持続した」興奮状態を保てるからなのだ。こうした特質は、人々を**統率すべきとき**に、とりわけ適していることは明らかである。

12 [女性の短所？その2]

女性は男性よりも**移り気**で、一つのことを根気強く続けられないと言われることがある。確かに、全思考能力を一つの問題に集中させ、一つの仕事に専念する能力というものは、よい性質のように考えられがちだ。だが、それが人間の能力の正常で健全な状態なのかというのは実は疑わしい。逆に**実践的な目的**のためには、ある事柄から次の事柄に移って、**知能の流れを停止させない能力**は、一つの事柄に集中し続ける才能より**価値の多いもの**である。そして女性こそこの能力を持っているのである。女性の心は、たとえ些細なことであれ、常にそうしたことで満たされていて空であるということがない。これに対し男性の心は、自分の一生の仕事と決めたことをやっていないときには、ぼんやりとして何も考えていないことが多い。

13 [女性の短所？その3]

男性の脳の方が、女性よりも大きいという、生物学的な知見を持ち出す人がいる。もちろん、脳の大きさは、その機能に無関係ではあるまい。だが、大きさだけが唯一の要因でもない。量と同様に、**質**も考えられなければならない。女性の仕事が**繊細**であるのは、この**質の高さ**を示していることの証だろう。

23 [家事と育児など、家政に専念しなければならない女性]

男女両方に解放されている仕事において、女性がなぜ男性に及ばないかということを説明する理由は他にもある。それは、女性には**そういう仕事をしている暇がほとんどない**のだ。女性はその時間と思慮とを用いて、何よりも先に日常の事柄を処理せねばならない。世帯の管理とは、他の点ではさほど労力を要しない場合でも、非常に過重な思慮を必要とする。なるほど、高貴な身分の女性なら、そうした雑用をする必要がないと思われるかもしれない。だが、そうした女性は雑用とはべつに、**他の家族との社交**というものの面倒を引き受けねばならない。以上から、仮に女性がこれほど多くのつまらない日常の仕事をしなくても、なお芸術や思索に捧げることのできる十分な余暇を、あるいは十分な心の勢力と自由とを持つことができるとしたなら、女性はいかならず大多数の男性よりもずっと豊かな独創力をもって、その積極的な能力を働かせることができるに違いない。

27 [結論]

これまでに見た男性の特権を攻撃する議論も、女性がそれについて不平をこぼさない間は、世間の注意をひくことはむずかしい。不平をこぼさないからと言って、その不当さが減じられるわけではない。そして女性の不平は、男性がもつ**権力一般**に対するものではなく、自分の夫や、友人の夫に対する**個人的なもの**である。不平が個人的なものであるうちは、革命が初期状態であることを示している。これが社会の制度を変えるほど大々的なものとなるためには、**女性の力だけでは不十分**であり、**男性がこの革命に参画する覚悟を決めることが求められる**。

第四章

1

女性が解放されたならどんな利益が生じるだろうか。

4 [女性の解放により得られる利益 その1]

第一に、あらゆる人間関係のうちで最も普遍的に行なわれている結婚関係が、不正義によってではなく、**正義によって規制される**ようになるという利益を上げることができる。人類社会に存する利己的な傾向、自己崇拜、不当な身びいきは、すべてその源泉を、男女両性の関係を規制する現在の悪しき制度に発し、主としてこれによって助長されたものである。こうした悪しき制度の根底にあるものは、社会全体に蔓延している**不正な教育**である。

5

近世における道徳上および政治上の原則は、行為のみが尊重に値するということだ。つまり、彼が何ものであるかということよりも、**彼が何をなすか**ということが尊敬を得る資格となる。要するに、**権力と権威との唯一の正当な資格は、功績であって生まれではない**。だが、現在の教育では、子供たちに対し、上記の原則とは反対の仕方
で教育されている。この教育法をやめない限り、弱者に平等の権利を認めることは、男性の情念をとらえることはないだろう。

6 [女性の解放により得られる利益 その2]

女性を解放することで生じる第二の利益は、人類に対する高級な奉仕のために用いられる**精神的能力の量が 2 倍になる**ということである。現在、有能な人材は極めて少なく、各方面において非常な不足状態にある。それゆえ、全才能の半分を利用しないでおくことは、**社会にとって甚大な損失**である。さらに、女性を解放することで、こうした不足分が部分的に補われるだけでなく、女性が**自由競争**に参加することで**男性を刺激**し、利用できる能力はさらに優れ、その数がさらに増すことになる。

7

こうすることで、女性の知的教育は発展し、女性の教育は男性の教育と歩調を合わせて進歩するであろう。そうなれば、女性は男性と自分が変わらないことを認識し、みずから職業を選ぶ資格のある人間であるという**自覚**をもつようになる。こうした自覚をもつことで、女性の各種の才能は無限に発展することだろう。

9

昔は騎士道精神というものが称揚されてはいたが、その時代は終わった。現在の社会は、

戦争よりも産業へと移行し、そこにおいては、道徳的生活の主要な基礎は、**正義と思慮** justice and prudence でなければならない。各人はみな他人の権利を尊重し[正義]、自分のことは自分でする能力を持っていなければならない[思慮]のだ。むかし騎士道は称賛によって、人に悪を捨て、善をなすよう奨励した。だが現在は、**刑罰による制裁** penal sanction という悪を抑制する力によって社会は支えられている。そして社会の弱者は、上位の地位にある人々の騎士道精神に依存せずとも、その生存を全うできるようになり、**社会によって安全を保障**されている。こうした社会状態の進展は、あらゆる人間関係を改善することに寄与したが、依然女性の男性に対する関係だけが、改善されないままなのだ。

15 **【現在の制度・状況を放っておくと生じる害悪】**

男女の不平等によって引き起こされる害悪として次のものが考えられる。そもそも、互いに全く異なった人間どうしが集まって仲良く暮らすというのは、幻想である。そして、そうした結合を長続きさせるものは、**互いの間の類似**である。類似していればいるほど、お互いに幸福な生活を送るのに都合がよい。だが、女性が現在のように男性と異なっている場合、その相違が極点に達すると、相互間に真の利害の一致はありえない。こうした相違が生じる結婚生活には、なんらの現実性 reality もない。教育に差を付けて、それによって男女両性の先天的差異を拡大することは、決して結婚生活を幸福ならしめるものではない。

16

教育の格差によって、趣味といえるものについても、男女間の差が広がっている。そうした差を回避するために、「好き」も「嫌い」もまったくもたないような空っぽの女性を男性が妻として選ぶ場合がある。だが、これが結婚の理想と言えるだろうか？逆に、夫婦ともに頭が悪いわけではなく、多少とも内容があり、さらには愛情があって、生活に支障が生じない程度には性格が異なっていない二人を考えてみよう。彼らは相互の共感によって、ともに一つのことにたずさわっていくにつれ、最初は一方だけにしか興味のなかったものも、しだいに他方の才能が引き出されることで、他方も興味をもつようになり、相互の趣味や性格も次第に同化するようになる。それゆえ、両性がまったく異なった教育を受けてきたために、真に釣り合った結合関係の形成が不可能に近いという事実さえなければ、結婚生活において二人は、個人的な趣味においてどれほど差異があろうとも、少なくとも人生の大目的に関して完全な一致と合意を得ることができるだろう。ここにこそ、**永続的で確固たる友情の基礎**が定まるのだ。

17

以上のような妻と夫の間の相違は、一方が他方に劣るという場合には、さらに悪い結果をもたらす。その相違が、立派な性質の相違であれば、相互の改善のための利益となっても、

幸福の障害となることはない。だが、一方が精神的能力においても教養においても非常に劣っていて、他方が助けてやってもその水準まで上がってこようとしない場合には、両者が結合することで、優れた方の人間の進歩に甚大な悪影響が及ぼされることになる。具体的に言うと、自分より劣った妻と一緒にいる場合、一方において彼の自己満足はたえず促進されるが、他方において彼は知らず知らず自分より卑俗で偏狭なものの感じ方や見方を取り入れる。そしてこうした悪影響は、次第に拡大して行くという傾向をもつ。こうして、**夫の奮起を促さない妻は、必ず夫を抑制することになる。**

18

陶冶された能力をもち、同じ意見と目的を持つ二人の人間、しかもその間には最もよい意味における平等があり、互いに優れた点をもちながら、しかもその能力や才能が似通っている、そしてその結果各々が相互に尊敬し合う喜びを味わい、相互に導かれつつ向上の道を辿ることができる。そういう二人の結婚がどんなに**幸福**なものであるか。私はこれこそが、これのみが**理想の結婚**であると主張したい。社会関係のうちでもっとも基本的な関係が平等の正義の原則の下に置かれたとき、また人々が、権利も教養も対等な人間にたいして強い共感の情をもつにいたったとき、はじめて**人類の道徳的再生が始まる**のだ。

19 [女性を解放することで得られる個人的な利益：自由]

これまで女性を現在の状態から解放したなら、どれほどの利益があがるかということを見てきた。その利益は、個人的なものではなく社会的なものである。つまり、人間の思索力や行為力を社会的に増大し、男女両性の結合の一般状態を改善するという点にその利益があるのだ。もちろん、解放された人々が感じとる**個人的幸福**というもっとも直接的な利益が増進されるのは間違いない。衣食という本源的な二つの要求が満たされた後は、**自由**こそ人間性が求める、第一の最も強い欲求なのである。そして、理性がもっともよく発達し、社会的義務の観念がもっとも有力に働いてきた社会というのは、各人の行動の自由をもっとも強く主張する社会なのだ。

20

自由とは、人間のあらゆる能力に勇気と活気をあたえ、知性や感情により広く高い目的をもたらし、没我的な公共心と義務感を抱かせ、さらには各人を道徳的、精神的、社会的存在として一般により高い見地にたたせるのだ。これは男性のみならず、女性にもあてはまる。この**自由の感覚**について、男性は自分の少年時代を思い出してみればよい。男性は父親の保護と監督を離れて、一人前の男性としての責任を感じるようになったとき、重荷を下ろしたとき身体に感じるあのほっとした気持ちを感じなかったか。それは、「苦痛と言えなくともなんだか邪魔になっていた束縛から解放されたときのような気持ち」ではなかつ

たか。こうした気持ちを、女性の生活や感情において男性と同じように大きな力強い部分を占めていることは間違いない。

21

自己の才能を**自由に**伸ばして使うことが、人間にとって、そして女性にとって**個人的な幸福の源泉**となる。人間の活力が、それ相応のはけ口を与えられないことほど人生の楽しみを害するものはない。家政という仕事をもつ女性にとっては、こうしたはけ口があるためにたいいていそれで十分だ。だが、子供の養育等の責務を果たした後に、やるべき仕事が無くなった女性のことを、誰も考えてはいない。仕事を失った女性は、それまでと変わらずに湧き出てくる活力の使い道をなくしてぼんやりしている。こうした女性に対して、それが老後の運命だというのは、あまりに悲惨ではないか。こうしたことを述べて、さらに女性の政治的能力が優れているなどと私が言うと、「では、10代の少女が、議会や閣議の席にでることを認めるのか」と馬鹿なこと言い出す輩がいる。だがこんな主張に対しては、男性においてもそれほど若ければ、議席などもてるわけもなく、政治上の地位につくことはない、と述べておけば十分だろう。そのような責任が女性に委ねられる場合、そのような職に就く女性は、「結婚後何も特別の職業をもたないか、結婚せずに自分の才能を伸ばすべき職業を選んだために、若い盛りを彼女が従事したいと思う職業に必要な資格をつけることに費やした女性」か、あるいは「家庭で得た人生に関する知識と政治に対する能力とを、適当な研究をおこなうことで、より大規模に役立たせうような女性」であるはずだ。**人間の幸福にとって真に重要なことは、その人がその日頃の仕事を楽しむことができる**ということだ。ところが、この楽しい生活のための必要条件は、たいいていの人々に不完全にしか与えられていない。そして、女性に対しては、こうした運命が**法律によって**定まってしまうのだ。女性を、ほとんどすべての高尚な職業から排斥することをやめない限り、**人類が被る不幸はますます増大する**のだ。

21 [結論]

以上から我々が痛感することは、自然のもうけたさまざまな弊害を、人々相互のねたみや偏見にもとづく拘束によって増大させてはならない、ということだ。あらゆる人間の行為の**自由**を制限するということは、それだけ**人間の幸福の主要な源泉**を枯渇させ、また人類をますます貧しくし、その結果、個々人にとって人生を生き甲斐あるものとするものが何一つない状態に至らしめることだろう。

